

# 令和7年12月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和7年12月25日（木）

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

## 1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

## 3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

2番 楠田 孝夫 4番 田中 孝喜

### 第2 提出議案

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第39号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

「非農地に該当するもの」と判断

### 第3 報告事項

報告第6号 農地転用許可除外届（申告書）について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和7年12月25日(木) 午前10時30分 開会

- 溝上係長 ただいまから令和7年12月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 溝上係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 溝上係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「2番 楠田委員」「4番 田中委員」をお願いします。
- 川島会長 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
**議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番**  
を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 溝上係長 (別紙資料 議案第38号の申請番号1番を朗読し説明する。)  
今回の申請ですが、譲渡人が近隣に住んでおらず管理が出来ないため、譲渡を検討していたところ、近隣に住んでおり、家庭菜園用地として使用したい譲受人と迷惑が一致し、農地法第3条の申請をされています。  
譲受人はこれまでも農業に従事しており、農地所有後は、地域のやり方に従い、営農を開始するとあり、地域生産活動に努めるとあることから、事務局としては特段問題ないと判断しています。  
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。  
永尾地区の担当委員である「1番 小林委員」をお願いします。
- 小林委員 はい、1番 小林です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。
- 川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。
- ( 意見なし )

川島会長            それではお諮りします。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長            はい、それでは異議なしということで、議案第38号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続きまして、**議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長            （別紙資料 議案第38号の申請番号2番を朗読し説明する。）

今回の申請ですが、譲受人が経営規模拡大を検討していたところ、遠方に住んでおり管理ができない譲渡人と思惑が一致し、農地法第3条の申請をされています。

譲受人はこれまでも農業に従事しており、今後も今までどおり耕作するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから、事務局としては特段問題ないと判断しています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長            それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

井石地区の担当委員である「4番 田中委員」をお願いします。

田中委員            はい、4番 田中です。申請人も農業をされていますし特段問題はないと思います。ご審議方をお願いします。

川島会長            それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

（意見なし）

川島会長            それではお諮りします。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長            はい、それでは異議なしということで、議案第38号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして、**議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号3番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長            （別紙資料 議案第38号の申請番号3番を朗読し説明する。）

今回の申請ですが、譲受人が経営規模拡大を検討していたところ、譲渡人と思惑が一致し、農地法第3条の申請をされています。

譲受人はこれまでも農業に従事しており、今後も今までどおり耕作するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから、事務局としては特段問題ないと判断しています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。  
井石地区の担当委員である「4番 田中委員」をお願いします。

田中委員

はい、4番 田中です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号3番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第38号の申請番号3番は、許可することにいたします。

続きまして、**議案第39号「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第39号を朗読し説明する。)

一筆調査に基づく農地・非農地の判断についてですが、8月に実施しました調査において、非農地と判断された農地で、所有者又は納税管理者がはっきりと分かった農地に対するものになります。通知の対象となる農地は合計58筆で、合計面積が33,832㎡となります。

なお、今回非農地ということで判断いただければ、「非農地通知書」を所有者の方に送付することになります。

地目変更登記については所有者の方でしていただくため、送付書類は、「非農地通知書」と併せて、「地目変更登記の手続きの仕方」、「登記申請書」も同封して送付します。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長            それではお諮りします。議案第39号「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」は、非農地と判断することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長            それでは異議なしということで、議案第39号については、非農地として判断することにいたします。

続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。報告第6号「農地転用許可除外届（申告書）について」、事務局から説明をお願いします。

溝上係長            (別紙資料 報告第6号を朗読し報告する。)

川島会長            報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会12月定例総会を閉会します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。

。